

国指定仙台海浜鳥獣保護区

蒲生特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する第28条第4項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第34条において準用する第32条の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

環境大臣 石原宏高

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

蒲生特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

仙台海浜鳥獣保護区のうち、宮城県仙台市の七北田川右岸導流堤東端を起点として、同所から同導流堤堤外側法尻を西進し七北田川右岸堤防堤外側法尻との交点に至り、同所から同堤

防堤外側法尻を北西に進み七北田川水系北貞山運河西側護岸法尻北端との交点に至り、同所から同所と蒲生排水樋門ゲート西側南端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から七北田川左岸堤防堤外法尻を北東に進み向洋防潮堤堤外側法尻との交点に至り、同所から同防潮堤堤外側法尻を北東に進み同防潮堤堤外側法尻東端に至り、同所から同防潮堤堤外側法尻の延長線上を南東に直進し最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み七北田川左岸導流堤東端との交点に至り、同所と起点を結ぶ直線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。

（３）特別保護地区の存続期間

令和９年４月１日から１９年７ヵ月間

２．特別保護地区の保護に関する指針の案

（１）特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

（２）特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海

浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地となっている。特に、「環境省第5次レッドリスト」において絶滅危惧Ⅱ類に選定されているコクガン（国指定天然記念物）の越冬地の中では南限の一つとして重要な地域である。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、仙台市の北部を流れる七北田川河口からその左岸側約1 kmに渡る蒲生干潟は、かつて1 kmほど北にあった七北田川の河口が、1960年代に仙台港の建設等に伴い閉め切られたことにより形成された干潟であり、現在は、砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原といった多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中している。

このため、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に越冬するコクガンをはじめとする渡り鳥の飛来

数が多い区域である。

蒲生干潟ではコクガンが越冬し、周辺の海岸地域では、猛禽類のミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧 I B 類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると考えられることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元 NGO、地域住民等と連携協力した普

及啓発活動等に取り組む。

3. 1 及び 2 の縦覧場所

環境省自然環境局野生生物課及び東北環境局

4. 備考

縦覧期間は、令和 8 年 7 月 17 日までとし、1
(2) の区域に係る住民及び利害関係人は、当
該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案
について、環境大臣に意見書を提出することが
できる。

< 意見書の提出先 >

郵便番号 100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局 野生生物課